

## 一般社団法人 東京都臨床工学技士会 倫理綱領

---

### <前 文>

一般社団法人東京都臨床工学技士会（以下、「本会」という。）は、その設立の趣意に基づき、本会の目的実現のため、一貫した事業活動を続けながら、今日の急激に変化しつつある社会状況に即した臨床工学技士像の構築にも取り組んでいる。その間に一般社団法人化した本会は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主規制として、以下の倫理綱領を制定し、その普及・定着を図る。

本会のすべての役員ならびに職員（以下、「役職員」という。）および会員は、臨床工学技士としての社会的使命と役割を自覚し、本綱領を具体的行動と意思決定に活かすよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

### <綱 領>

#### （組織の使命および社会的責任）

第1条 本会は、その設立目的に従い、臨床工学を通じて広く医療ならびに公衆衛生の向上に貢献するとともに、チーム医療の一員として臨床工学分野における重大な責務を認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たる。

- 2 本会は、その会員に対して、臨床工学技士の医療者としての社会的使命と役割について普及・定着を図るとともに、同じく工学者としての臨床工学技術向上に貢献するための研鑽を奨励・推進する。

#### （社会的信用の維持）

第2条 本会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努める。

#### （法令等の遵守）

第3条 本会は、関連法規および関連指針、本会の定款ならびに諸規約、内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく行動する。

#### （情報開示および説明責任）

第4条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努める。

#### （個人情報保護）

第5条 本会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期するとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮する。

(私的利用の禁止)

第6条 本会の役職員は、社会的使命と役割を十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用しない。

(利益相反の防止および開示)

第7条 本会の役職員は、本会の職務の執行に際し、本会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、その他に本会が定める所定の手続に従う。

(自己の研鑽)

第8条 本会の会員は、臨床工学分野における専門知識、能力の向上につとめ、専門職務上の諸問題に関して正直かつ誠実に対応するとともに、本会の発展と機能の向上のため、絶えず自己研鑽に努める。

(公平性の確保)

第9条 本会の会員は、すべての人に対し、人種、国籍、宗教、障害、性別、年齢などに囚われることなく、公平に対応する。

(綱領遵守の監視)

第10条 本会は、理事会の決議に基づき倫理委員会を設置し、本綱領の遵守状況を監視する。

(綱領の改廃)

第11条 本綱領の改廃は、理事会の審議をもって行う。

附 則

本綱領は、平成30年4月1日に制定する。